

佐渡を調べるー 文書・絵図ー

佐渡市教育委員会・新潟大学附属図書館
連携・協力覚書締結記念講演会
佐渡島総合開発センター（佐渡市）
2010年4月18日〈日〉
新潟大学附属図書館長・矢田俊文（人文学部教授）

はじめに

- ・上杉景勝・直江兼続と佐渡
- ・国絵図 名古屋市蓬左文庫所蔵佐渡国図,ライデン大学所蔵シーボルト本佐渡国絵図
- ・1802年佐渡小木地震

1 インターネットで調べる

- ・機関リポジトリ 例：新潟大学学術リポジトリ
- ・新潟大学附属図書館、新潟県立図書館 HP
わたるくんー 新潟大学附属図書館と佐渡市立図書館
新潟県関係雑誌索引データベースー 新潟県立図書館

2 直江兼続・上杉景勝と佐渡

2-1 新たな史料

高野山越後国過去名簿

夢山全梅 サトカモ郡梅津住シフヤ賀カノ守立之
天文十六 六月五日八幡別当トリ次
一桃壽清 サト加茂郡梅津住シフヤカ、守
天文十六 七月十日 次八幡別当
因山昌賢 サト加茂郡梅津住シフヤ弥四良立之
天文十六 七月十五日 八幡別当

佐渡加茂郡梅津庄渋谷加賀守

取り次ぎ 八幡別当
天文16年に供養を依頼

2-2 与板の位置と直江家

天正6年6月23日本村監物宛直江信綱書状

「おつて、いつもさき（出雲崎）町人とも（共）のところへ、専柳（山崎専柳斎秀仙）よりの文ひけん（披見）候、いさい（委細）そのふん（分）心得候、」

本村監物 直江家の家臣

直江信綱 惣社長尾能登守2男。景綱の養子,おせんの夫

山崎秀仙 上杉景勝の側近。新発田・竹俣らの排除以後の上杉氏の武田氏等との外交交渉の担当者・取

次者

直江家は出雲崎町にも何らかの利権を握っていた（片桐 2009）

天正 9 年（1581）9 月 山崎秀仙・直江信綱、春日山城で斬り殺される
冬 兼統、直江家を相続する

天正 14 年（1586） 景勝上洛、秀吉に会見し臣従を誓う

天正 15 年（1587） 10 月 25 日 新発田城に攻め寄せ、新発田重家以下 3000 余人を打ち果たし、新発田氏を滅亡させる

2-3 景勝期の佐渡の領主

天正 17 年（1589）6 月 12 日、景勝、佐渡に渡る。

同月 16 日 ことごとく打ち果たし、根本人の羽茂三河守の一類十余人を生け捕り磔にし、佐渡を平定。

文禄 3 年定納員数目録

沢根城主 須賀修理亮 1173 石

羽茂城主 黒金安芸守 1201 石余

小木城主 青柳隼人 348 石余

景勝に味方した佐渡の領主

沢根源四郎 856 石余

潟上帰本斎 844 石余

2-4 天正 20 年と慶長 5 年の検地

天正 20 年（1592） 検地

寺社の年貢、他の者とは異なり半分納入。

御検地之一紙

合、五千七百七拾八束七把苜 指上

同、百五拾壹束八把苜 見出

右、何も佐渡苜也、百苜ニ付而、京升八斗四升宛之図也、仍如件、

天正廿_五辰年

十一月十六日

高野（黒印）

佐藤（黒印）

吉井村細谷願成寺・照安寺共ニ

剛安寺

参

（剛安寺文書、『新潟県史 資料編五 中世三』3075 号）

指上 検地以前に上杉氏が把握していた高

見出 この検地によって新たに上杉氏に把握された高

「佐渡苜」という単位で把握 石高で把握されていなかった。

しかし、佐渡苜 100 苜につき京升 8 斗 4 升で換算できる 石高把握と同じこと

慶長3年(1598) 景勝,会津移封 佐渡は引き続き景勝の分国
慶長4年(1599)7月11日 河村彦左衛門尉,中使に宛て,3カ条の免除の法令
河村彦左衛門尉 「佐渡代官」 与板衆,209石

慶長5年(1600) 検地
寺社 天正20年検地と同じく年貢を半分納入.しかし,慶長5年検地で上杉氏に把握された高については半納の措置はとられなかった.
新たに把握された分だけ寺社の取り分は減った.上杉氏の寺社支配の進展

久知之内羽入村 中使四郎左衛門尉
くぬ平
一、本式拾四束苜 見出無 衛門三郎
同
一、本式拾四束苜 見出六束苜 左衛門次郎
(中略)
本、以上、三千三百四拾九束五把かり
見出、以上、四百九拾六束式把かり
合、三千八百四拾五束七把かり 本・見共ニ
此米卅式石三斗三合八夕八才
同村稗
(中略)
一、三升 左衛門次郎
一、式升 同人
(中略)
以上、式斗五升 稗
慶長五年
九月廿八日 彦左衛門(花押)
中使四郎左衛門との
(羽二生区有文書、『新潟県史 資料編五 中世三』2981号)

署判者 直江兼続配下の河村彦左衛門 越後の慶長2年検地の指揮を取った人物
羽入村の高 苜高3845束7把 この苜高は石高に換算され、32石3斗3合8夕8才
苜高が石高に換算 苜高記載であっても石高制の原則にもとづく検地
苜高と石高の換算 100苜につき、8斗4升である。換算率は天正20年検地の佐渡苜10苜につき京升8斗4升という換算率
「本」 天正20年検地の高
「見出」 慶長5年検地で新たに上杉氏によって把握された高

2-5 銀山

真宗寺院勝広寺の伝承(「皇国地誌」『佐渡叢書』第三卷)
天正元年(1572)出羽国土崎(秋田市)浄願寺の弟子道受,同寺の檀家とともにやってきて,湊町上の道場口に仮堂を建てる.
慶長元年(1596)頃 雑太郡沢根 鶴子銀山に移る.
慶長10年(1605)新穂銀山 上新穂村大工沢に移住
慶長15年(1610) ふたたび湊町に戻る

明治16年寺院明細帳（新潟県立文書館所蔵）浄土真宗勝広寺 由緒

「天正元年羽州浜松浄願寺の弟（ママ）道受当国に渡海、当町道場口に仮堂を建住居、三世了誓に至り今の寺号を称す。元和十年建築、元禄十四年三月再建」

頭如上人絵像裏書、慶長15年（1610）2月5日銘「佐州賀茂郡湊村勝広寺什物 願主釈超賢」（『両津町史』）

浄願寺

永正11年（1514）3月28日親鸞上人御影裏書「夷嶋松前、浄願寺常住物也」

浄願寺は松前津にあり、そののち秋田土崎湊に移転

天文13年（1544）秋田土崎を本拠とする湊氏、浄願寺に本願寺への事付を依頼

天文13年当時、秋田土崎湊にあった

慶長9年（1604）8月27日の太子真影裏書「出羽国秋田土崎之湊夷浄願寺」

出羽から移ってきた檀家が、賑わう銀山に移住するたびに真宗寺院も檀家にしたがって移動

3 佐渡国絵図

3-1 名古屋市蓬左文庫所蔵佐渡国図

蓬左文庫HPから目録を検索できる

『寛永十年巡見使国絵図日本六十余州図』所収寛永10年佐渡国絵図

78 cm×10 cm, 岡山大学附属図書館池田文庫本

岡山大学附属図書館HPから見る事ができる.

『佐渡相川の歴史』資料集3 口絵写真、佐渡国古絵図、盛岡市菅田陽三氏所蔵

南波松太郎ほか編『日本の古地図』南波松太郎氏所蔵佐渡一国之図

野積氏は、上記2つの国絵図を寛永10年（1633）幕府巡見使に提出した佐渡国絵図の系統を引くと理解（野積2009）

野積氏は、蓬左文庫佐渡国図を検討されていない

蓬左文庫佐渡国図

以上の3つの国絵図と同系統

蓬左文庫佐渡国図記載の石高 2万188石7斗5升余

石高からみると正保国絵図以前の国絵図

寛永10年（1633）佐渡国絵図の可能性が高い

赤泊「赤泊よりあい川迄六里半、越後寺泊へ拾五里」

おき崎「おき崎方あい川へ八里、越後出雲崎へ拾八里」

3-2 ライデン大学所蔵シーボルト本佐渡正保国絵図

佐渡正保国絵図の写（野積2009）

縦211 cm×280 cm

記載の石高 2万4650石049

- ・ 国立公文書館所蔵国絵図
天保国絵図 インターネットで拡大して見ることができる

4 1802年佐渡小木地震

- ・ ひずみ集中帯プロジェクトの取り組み 東京大学地震研究所 歴史地震プロジェクト

佐渡小木地震

1802年12月9日（享和2年11月15日）マグニチュード6.5～7.0

大田南畝著『一話一言』所収「佐州地震一件」

国立公文書館内閣文庫本「一話一言 卷三十九」所収「佐渡地震一件」
すでに『大田南畝全集』に掲載されているが、あらためて国立公文書館内閣文庫本によって翻刻

大田南畝 本名直次郎（1749—1823）

号は四方赤良、蜀山人など 幕臣

1767年（明和4）『寝惚先生文集』出版 19才

1783年（天明3）大田南畝撰による『万載狂歌集』出版 天明狂歌の流行 35才

1787～93年 寛政の改革

1796年（寛政8）支配勘定に昇進 48才

「佐州地震一件」 佐渡の医者叔平から借りて写したもの

「佐州地震一件」は二つの文書から構成

2通の文書を書いた人物 阿久沢氏

阿久沢氏 佐渡奉行所の二人の組頭のうちの一人、阿久沢弥平治

「佐州地震一件」の二通の文書は幕府へ提出された地震被害の報告書

1 通目

相川表 焼失家・潰家・大破家の報告はない

小木湊 具体的な名を上げて被害状況を報告

小木湊の被害

1802年11月15日の2度の地震による小木湊の被害

450軒程の家屋 残らず潰れる

230軒の家屋 焼失

船掛の湊の間のうち6.70間 隆起し潮干潟となる

2 通目

「相川之分」「銀山内分」「西三川金山之分」「在之分」に区分されて被害状況が報告

相川・銀山・西三川金山 焼失家・潰家・大破家の報告はない

「在之分」 数字を上げて焼失家・潰家・大破家の被害状況が報告
「在之分」の被害状況

焼死者 328 人 すべて小木町村の焼死者
横死人 4 人 5 人中 4 人が小木町村

この地震による死者のほとんどが一地域に集中.死者数だけみてもこの地震の特異性が理解できる.

家屋の被害

小木町村 95 パーセントが何らかの被害を受けた
小木町村はこの地震で壊滅状態になった.
焼失家・潰家・破損家からみても、小木町村に被害が集中

被害の地域的特質

被害率
加茂郡 11 パーセント
雑太郡 35.6 パーセントの村が被害

加茂郡の被害はそれほど大きいものではなかった

川路聖謨「島根のすさみ」天保 12 年 (1841) 3 月 16 日条『島根のすさみ 佐渡奉行在勤日記』(東洋文庫)

「享和二年の大地震にて、うちの間の水二丈五尺余減じて今はよほどあせ、新田など出来たりと。今の御番所のある辺は、いにしえ、三百石以上の船かゝりける所なりという」

川路は佐渡奉行のち勘定奉行となる (1852 年) .上記の記述は佐渡巡見の時のもの

以上の文献による検討結果は、この地震の起震断層が小木半島南岸の比較的近いところ、おそらく数キロメートル以内に位置しているという理解 (太田ほか 1976) と一致

小木地震の発生周期 6000 年以上

宿根木を中心とする土地の隆起と北への傾動 走向ほぼ東西で北へ傾斜する断層が小木半島南岸沿いにそれに沿って、逆断層運動が生じた

大佐渡と小佐渡の土地の傾動方向 それぞれ東南

大佐渡の北西縁の海域、小佐渡の北西縁の国仲平野側 北東—南西 活断層

(太田ほか 1976)

高田藩「万年覚」所収「十一月十五日巳刻未刻両度地震ニ付国中村々方先注進指出右之内荒増書」(中村辛一編『高田藩制史研究』資料編第 3 巻,風間書房,1968) からみた地震被害

この史料は、各村々から提出された被害状況を大まかにまとめたもの.

このような史料をもとに「佐州地震一件」のような報告書が作成された

雑太郡の地震被害の理由

十一月十五日巳刻・未刻両度地震ニ付、國中村々より先注進指出右之内荒増書

- 一、金丸・金丸本郷両村百五拾軒余之内百軒程地震潰レ、
- 一、畑本郷・畑片村 両村三拾軒同断、
- 一、安国寺 五拾軒同断・内寺老軒
- 一、目黒町村百軒余之内十七八軒同断、
但 此外、納屋・土蔵夥敷潰レ、残家大破之由、
- 一、八幡村七軒同断、
- 一、河原田村、小町・大坂町・塩屋町 七八軒同断、
但、住居不相成家七八拾軒同所諏訪町潰家数不知、山ノ手并野辺へ逃候由、
(中略)
- 一、金丸本郷地割レ砂五六尺孕出し候由、河原田村地割レ泥水押し候処杯も有之由、
(下略)

金丸・金丸本郷 150 軒中 100 軒地震のため潰れる 被害率 75 パーセント

金丸本郷・河原田村 地盤被害

地震史料から相川・銀山・西三川金山を調べる

1802 年現在の状況がわかる史料

相川の分

- ・山之神教寿院拝礼所 囲ヒ板塀・石垣
- ・陣屋役所 惣囲い土塀・板塀、石垣、武具蔵、地方役所附土蔵、陣屋附土蔵、稻荷社石垣、作事方細工場石垣
- ・組頭北役宅 囲土塀板塀、石垣、土橋・門・土蔵
- ・南役宅 石垣・土蔵
- ・広間役兩人住居役宅長屋 土蔵
- ・奇勝場 惣囲い板塀・長崎塀、石垣
- ・辰巳口番所、金銀改出張役所の床屋、小判所、定問吹所、穿鑿鏈粉成所、金銀吹分所、鏈置場、鏈粉所 石垣・用水路
- ・金蔵 三棟 同所御役所
- ・須灰谷山の神下戸御米蔵・雜蔵・同所役所
- ・銅床屋
- ・小早御船道具置場
- ・牢屋 惣囲柵板・石垣
- ・山之神大山祇社
- ・地役人拝領屋敷・町家 石垣
- ・寺 42 ヶ寺
- ・宮 3 社

銀山内の分

- ・川通板柵、同西柵、同片柵

西三川金山の分

- ・砂金山稼所
- ・溜井

おわりに

- ・ 佐渡は大切に文書が保存されている。
- ・ 海運が物流の中心であった江戸時代、佐渡には小木湊など地域文化が栄えた地域があった。そこには廻船問屋などの文書が再生利用され屏風裏張り・襖裏張りとして使われていた。新潟大学 屏風裏張り文書の寄贈を受けている。小木廻船問屋敦賀屋の文書

[参考文献]

- 相川町, 『佐渡相川の歴史』資料集 3, 相川町, 1973 年
- 太田陽子ほか, 佐渡小木地震 (1802 年) による隆起量の分布とその意義, 地震, 2 輯 29, 1976
- 片桐昭彦, 直江兼統と一族・家中, 矢田俊文編『直江兼統』高志書院, 2009 年
- 川村博忠編, 寛永十年巡見使国絵図日本六十余州図, 柏書房, 2002 年
- 南波松太郎ほか編『日本の古地図』創元社, 1969 年
- 野積正吉, 江戸幕府撰佐渡国絵図の特徴, 富山史壇, 160 号, 2009 年
- 原 直史, 資料紹介-小木町敦賀屋文書, 佐渡・越後文化交流史研究 2 号, 2002 年
- 矢田俊文, 上杉景勝の分国支配, 池享・矢田俊文編『定本上杉謙信』高志書院, 2000 年
- 矢田俊文『日本中世戦国期の地域と民衆』, 清文堂, 2002 年
- 矢田俊文・福原圭一・片桐昭彦編『上杉氏分限帳』高志書院, 2008 年
- 矢田俊文『中世の巨大地震』, 吉川弘文館, 2009 年
- 山本隆志, 高野山清浄心院所蔵「越後過去名簿」(写本), 新潟県立歴史博物館研究紀要, 9 号, 2008 年

一八〇二年佐渡小木地震と地震史料

矢田俊文

はじめに

本稿の目的は、一八〇二年二月九日（享和二年十一月十五日）に起こった佐渡小木地震被害の特質を近世文書から明らかにすることにある。

地震の被害は広い範囲に起こる。たとえば、一八二八年に新潟県中越地域で発生した三条地震の場合、被害があった地域は村上藩領・上州高崎藩領・長岡藩領・新発田藩領・与板藩領・村松藩領・幕府領と広い範囲にわたる。この地震では藩や代官所等から幕府に上げられた被害報告書が存在しているが、藩領・幕府領など支配地域が錯綜していて被害報告によってもたらされた情報を分析することは複雑な作業を必要とし、被害の全体像を把握することは容易ではない。

しかし、一八〇二年の佐渡小木地震の場合、被害は佐渡一国であったこと、佐渡一国は幕府領であるため、恵まれた史料が残存すれば地震被害の全体像を把握できる。一八〇二年佐渡小木地震は、近世の地震史料からその地震の特質を明確にする地震としては最適である。

幸いにも、佐渡一国の被害状況を示す史料を大田南畝が彼の随筆集『一話一言』中に残してくれているので検討が可能である。

一 大田南畝編『一話一言』所収佐渡小木地震関連文書について

大田南畝著『一話一言』所収「佐州地震一件」は、すでに『大日本地震史料』第三卷¹⁾に収められ、活用されている。しかし、『大日本地震史料』第三卷では、被害の集計がどの地域に対応するのかただちに読み取りにくい編集となっているので、改めて本稿に掲載したうえで、検討を行うことにする。

以下に掲げる史料は、国立公文書館内閣文庫本「一言一話 卷三十九」所収「佐州地震一件」である。同史料は、すでに『大田南畝全集』²⁾に掲載されているものであるが、原本により近い表記にするために、あらためて国立公文書館内閣文庫本によって翻刻し検討を行う。

佐州地震一件

当表之儀、十一月十五日而快晴ニテ物静成日ニ御座候処、朝四ツ時余程之地震仕候得共、是迄不覚強事之趣申合居候処、昼八ツ時比震返シ有之、此節ハ凡建家老尺余も左右へ震リ候様子ニ而、家之内ニ居候事相成兼、家内一同庭へ出、終日罷在候、襖・戸障子建付置候分、自然と五六寸明、棚ハ落、手

水鉢はゆりこほれ、鴨居式三寸拔出、床カ下束等は震倒、石垣は震り崩、池水の水岡へゆり上候程^三御座候得共、手前御役宅ハ崖近所に無之候故、地面之割れ等無御座候処、御役所向^并同役助七郎御役宅等は崖之上故、高石垣多分震崩、地面ひゞ割、建家片々向候所有之、同日ろ引続昼夜五、六度程宛震候故大難儀仕候、尤追々間遠^三相成候得は、当月六日迄、昼夜少々震気御さ候、相川表之儀は、右之趣^三御座候処、在方別而強十里越後之方小木湊迄場所佐州之船附^三御座候、右場所十五日両度之地震^三家居四百五十軒程之処、不残潰候上、式百式、三拾軒程焼失いたし、地面も変地いたし、船掛^り有之候間之内六、七拾軒潮干潟相成、一向差汐無之、変死人等も有之、其外村々八、九拾ヶ村之内、潰家六百七、八拾軒、大破之家千四百軒余有之、田畑欠崩、道・橋・損所多、地面割候而、土砂・水押出候所、是又多分有之、誠^三前代未聞之變事^三御さ候、

右、佐渡組頭阿久沢氏文通之由

年号可追記

佐州之儀、先達而一通御届申上候通、当十一月十五日両度之地震^三、相川始銀山内所々破損、其外在々焼失家・潰家・破損家・焼死人・横死人等在之、亦は田畑・用水路・道・橋等所々損所出来仕候^三付、早速支配之者差出見分爲仕取調候処、左之通^三御座候、

相川之分

- 一 山之神教寿院拜礼所御囲ヒ板塀損^シ并石垣所々欠崩、
- 一 陣屋御役所向屋根内通其外惣囲ヒ土塀・板塀損^シ、石垣欠崩、拾留山損、御武具蔵、地方役所附土蔵、陣屋附土蔵損^シ、稻荷社石垣損^シ、作事方細工場石垣損^シ地面引込、
- (二) 組頭北役宅屋根^并内通^り所々損、囲土塀・板塀損、石垣欠崩、地面引込、

土橋損^シ門^并土蔵大破、

- 一 南役宅屋根^并内通所々損^シ、石垣欠崩土蔵破損、
- 一 江戸ろ被遺候広間役兩人住居御役宅長屋屋根^并内通所々、其外土蔵破損、
- 一 奇勝場惣囲ヒ板塀^并長崎塀損、石垣所々破損、欠崩、地面引込、
- 一 辰巳口番所金銀改出張役所之床屋小判所定間吹所穿鑿鏈粉成所金銀吹分所鏈置場鏈粉成所屋根^并内通所々損、其外石垣所々欠崩、用水路破損、
- 一 御金蔵三棟所々壁ひゞ入、同所御役所向屋根内通所々破損、
- 一 須灰谷山之神下戸御米蔵・御雜蔵^并同所御役所向屋根内通所々破損、
- 一 銅床屋屋根^并内通所々破損、
- 一 小早御船道具置場屋根破損、
- 一 牢屋惣囲柵板塀損、石垣所々欠崩、
- 一 山之神大山祇社屋根破損、
- 一 地役人拝領屋敷^并町家住所々破損、石垣欠崩、
- 一 町々通筋所々地面ひゞ割^并引込、川通石垣所々欠崩、
- 一 寺四拾二ヶ寺境内石垣^并墓所欠崩、内七ヶ寺建坪共所々破損、
- 一 宮老ヶ所境内山崩、式社石垣欠崩、
- 銀山内分
- 一 川通板枿式ヶ所延長百八間余破損、
- 一 同西枿三ヶ所延長六拾五間余破損、
- 一 同片枿三ヶ所^三延長五拾五間余破損、
- 一 同損ヒ石垣六ヶ所延長拾九間余欠崩、
- 一 往還筋之内字甲坂落石場所一ヶ所

此間數、東西拾九間余、南北五間余、落重高式丈余

此場所之後、銀山往還筋^ニ有之候、其上板枿場所^ハ大石落込、水堰^ニ相成、川水諸間歩水道筋^ハ落込差障^ニ相成候^ニ付、早速取掛^リ追々一円割取候積り、

一 同字宗太夫落石場所一ヶ所、

此間數、東西七間余、南北四尺余、高五尺余、

一 同字落石場所一ヶ所、土橋^ニ所破損、

一 諸間歩水道筋之内留棚拾一ヶ所延長九拾四間余、

一 同断之内留棚拾七ヶ所延長三百八拾二間余、

西三川金山之分

一 砂金山稼所^ニヶ所山崩、

一 溜井^ニヶ所破損、

一 江道筋所々欠崩^并切抜候江道^一ヶ所潰込、

在之分

燒失家三百二拾八軒 潰家七百三拾二軒

破損家千四百二拾三軒 燒失土蔵一拾三棟

潰土蔵一棟 破損土蔵三拾七棟

潰郷蔵三棟 破損納屋二軒

田畑損地二百五ヶ所 往還道山崩・川欠百拾ヶ所

用水路損地百二拾一ヶ所

橋二拾二ヶ所破損 田地畔欠四ヶ所

溜井破損四ヶ所 作場道・石垣・用水吐尻共損所六拾二ヶ所

御林地面欠崩七ヶ所

百姓持林欠崩三ヶ所 用水堰地割三ヶ所

獵船七艘破損

横死人五人

メ

○潰家五軒

田地損地七ヶ所

用水路損所拾六ヶ所

作場道欠崩八ヶ所

怪我人無御座候

○潰家式百人軒

破損土蔵八軒

田畑損地百三拾ヶ所

用水路損所三拾三所

作場道損所四拾六ヶ所

百姓持林欠崩三ヶ所

横死人壹人

燒死人拾四人

怪我人二人

破損家二拾軒

往還道山崩・川欠九ヶ所

橋五ヶ所

御林地面欠崩一所

加茂郡百ヶ村之内拾一ヶ村

破損家四百五拾七軒

潰郷蔵二軒

往還道山崩三拾八所

橋二ヶ所破損

御林地面欠崩六所

獵船七艘破損

怪我人二人

是ハ支配之者差遣見分吟味為致候處、横死人之儀ハ地震ニて家居震潰候節、屋根下ニ相成即死仕候、怪我人之儀も、右同様ニて怪我仕、何れも外ニ怪我人も無御座候旨申聞候、

○潰家四百五拾四軒

潰土蔵一壹棟

潰納屋二軒

往還道山崩・川欠五拾七ヶ所

田地畔欠四ヶ所

作場道^并石垣・用水吐尻欠崩七ヶ所

破損家九百拾二軒

破損土蔵式拾九棟

田畑損地六拾六ヶ所

橋拾四ヶ所破損

溜井破損一ヶ所

怪我人無御座候 雜太郡百一ヶ村之内三十六ヶ村

○惣家数四百五拾三軒之内

燒失家三百式十八軒 潰家六拾五軒

破損家三拾四軒 燒失土蔵二拾三棟

畑二ヶ所欠崩 橋一ヶ所 燒死人十四人

横死人四人 羽茂郡小木町村

○溜井三ヶ所破損 用水路損所拾七ヶ所

山崩五ヶ所 石垣老ヶ所欠崩

用水堰地割三ヶ所 雜太郡七ヶ村

用水路二拾九ヶ所、其外所々欠崩

山崩一ヶ所 川欠所々 雜太羽茂両郡之内式十ヶ村

此訳

順徳院陵老ヶ所 雜太郡直野村

社四社破損 同郡拾八ヶ村

寺式拾六ヶ寺破損并境内門堂石垣等所々破損 同郡拾八ヶ村

寺式ヶ寺破損并境内諸堂破損 羽茂郡式ヶ村

寺二ヶ寺焼失 同郡小木村

寺四ヶ寺焼失 同郡

寺四ヶ寺破損并境内所々破損

社一社、堂一字破損

右者、先達一通御届申上候通、当十一月十五日兩度之地震にて、相川并銀山内其外在々損所出来仕候間、早速支配之者出役申付、夫々見分爲仕候処、燒失家・潰家・破損家・燒死人・横死人・怪我人・田畑・溜井・用水路・往還道・橋・山崩等仕候分書面之通御座候、

右、佐州医者 叔平る借写

この「佐州地震一件」は、奥書によれば、佐渡の医者叔平から借りて写したものである。「佐州地震一件」は二つの文書から構成されている。「右、佐渡組頭阿久沢氏文通之由 年号可追記」までが一通、そして、「佐州之儀、先達而一通御届申上候通」以下が一通の計二通である。

一通目は、「右、佐渡組頭阿久沢氏文通之由」とあるので、佐渡組頭阿久沢氏が書いた文書であると考えられる。また、二通目も「佐州之儀、先達而一通御届申上候通」とあり、一通目の文書に続いて書かれたものと考えられるので、二通目も佐渡組頭阿久沢氏が書いたものであると考えられよう。以下、一通目を文書A、二通目を文書Bとして、論を進める。

この「佐州地震一件」の二通の文書を書いた阿久沢氏とは何者なのであろうか。「小木湊御普請記録」によると、当時の佐渡奉行所の体制は次のようなものであった。

一、小木大変之節御在勤覚

御奉行

鈴木新吉殿

御組頭

南条 助七郎殿

阿久沢弥平治殿

江戸広間役

関根 甚三郎

平野理右衛門

右の史料により、文書Aにみえる「同役助七郎」とは、組頭南条助七郎であったことがわかる。よって、「佐州地震一件」の二通の文書を書いた阿久沢氏は佐渡奉行所の二人の組頭のうちの一人、阿久沢弥平治であったことがわかる。この二通の文書の筆者が佐渡奉行所組頭であることから、「佐州地震一件」の

史料紹介—小木町敦賀屋文書

原 直史

はじめに—文書群の概要

本稿で紹介する小木町敦賀屋文書は、新潟県刈羽郡刈羽村寺尾の善照寺が所蔵していた屏風の裏張りとして使用されていたもので、一九八八年に同寺から新潟大学に寄贈を受けたものである。その後矢田俊文氏が学生とともに整理作業を行い、比較的原型をとどめている文書を抜き出し、これらはまとめて封筒詰めをして保管されていた。ただし糊づけされたままの束がなお残っており、整理作業は途中で中断していた。

一九九四年に原が新潟大学に着任して以降、矢田氏よりこれらの文書の管理を引き継いだ。が、整理作業を中断したままの形で保管してきたに留まった。そこで今回は、当文書群の整理を全うし活用するための第一ステップとして、矢田氏らによってすでに抜き出されていた分について目録を作成し、若干の史料を翻刻して紹介することとした。

末尾に付した表から明らかのように、今回確認した文書は全七二点である。屏風を所有していた善照寺に關係すると思われる文書もあるものの、ごくわずかであり、大部分が小木町の商家敦賀屋笠木家に関わる文書であることが特徴的である。

このことから、小木町敦賀屋文書が反故紙としてまとまった形で善照寺にもたらされ、善照寺文書とともに屏風の裏張りとして利用された、という経緯を推測することができよう。ただし善照寺と敦賀屋笠木家の關係は確認できず、こうした反故紙が何らかの個人的な縁でもたらされたものか、流通したものかは判断できない。なお商家文書と見られるものなかには、敦賀屋ではない者に宛てられた書状なども含まれているが、例えば表3の三七・三八・四二・四五のように、それらがまた敦賀屋宛のものともなっている例がみられることから、他家の所蔵文書が混入しているというよりは、これらも何らかの事情で敦賀屋においてまとめて保管されていたものと推測される。従って少数の善照寺文書を除いた裏張り文書の大部分は、まとめて敦賀屋文書と考えて良いと、現時点では判断している。

この敦賀屋笠木家は、後に見るように廻船問屋としての活動をしていたことから、小木町において古い由緒を持つと伝えられている問屋のひとり、笠木治部左衛門との關係が推測できるが、この治部左衛門の屋号は「笠木屋」であり「敦賀屋」ではない。この他管

見の限りで小木町に敦賀屋を名乗る問屋・船宿は確認できない。もっとも敦賀屋文書の中心的な年代と見られる一八世紀後期⁵⁾における問屋・船宿の構成を知ることが出来る史料自体が確認できず、敦賀屋の素性については不明なことが多いと言わざるを得ない。現地調査を含め今後の課題である。

以下の節では、文書の内容に即して若干の翻刻と紹介をしていくことにする⁶⁾。なお表には記していないが、今回一覽表にした文書はすべて一紙物である。

一 送り状類

〔新潟敦賀屋吉左衛門鉛送り状〕

積送申荷物之事

一、鉛 式拾壹箇 封印(角印)

内十八固拾貫匁

三固拾壹貫匁 此運賃丁錢貳貫百文

右者佐州 御用鉛於当地積渡申候、着船之節改御請取可被成候、尤運賃・積酒手共ニ此方ニ而相渡申候、万一海上之儀可為御法候、為其送状如件

越後新潟

ツるかや

明和六丑年六月廿九日

吉左衛門(印文「越後新潟敦賀屋」)

佐州小木

笠木弥惣兵衛殿

船頭うたみ村

兵作殿

【解説】

運賃積輸送に伴う文書が送り状である。この場合佐渡金銀山で用いる鉛の輸送であるから、荷の宛先が文書の宛先になっているのではなく、笠木弥惣兵衛(敦賀屋)が小木湊で荷扱いをする主体として宛先となる。他の送り状と異なり歌見村(両津市)の船頭も宛先

となっているが、これが笠木家所持船の沖船頭であるか否かは不明。いずれにせよまず小木敦賀屋がこうした港湾での荷扱いを行っていたことが判明する。

〔大坂久宝寺屋半兵衛送り状〕

(前欠)

ノ五拾貳箇 封印(角印)

右者佐州相川式丁目野本佐左衛門殿行

右之通南久五郎船積入差下申候、御地着岸之砌荷物御改無相違御受取被下、早速荷主へ御届ケ可被下候、尤当地より御地迄船賃銀之儀者、此方払相済申候、万一海上之儀は可為御法也、仍而送り状如件

安永貳年

大坂久宝寺屋

巳五月廿六日

半兵衛(印文「問久宝」)

佐渡小木湊

敦賀屋弥物兵衛殿

【解説】

前欠文書で荷の内容が不明だが、大坂から相川町二丁目の商人に宛てられた荷を、敦賀屋が扱っている事がわかる。敦賀屋の扱う範囲が、先に見た新潟など近隣の船に限らず、広い範囲から来る船に及んでいたことを示している。

〔大坂長浜屋吉兵衛送り状〕

粟嶋庄八船荷物送り状之事

〔ざと入山二〕印

封此印(角印・印文「長吉」)

一、老丸 拾五番

間鍋入

一、式樽 拾六番・拾七番

ロウハ入

一、老丸 拾八番

硯石造合

ノ荷数四品